職員各位

総務部長

伊豆市発注工事に係る現場代理人の常駐義務緩和等に関する取扱いについて(通知)

伊豆市発注工事に係る現場代理人の常駐義務の緩和については、「伊豆市発注工事に係る現場代理人の常駐義務緩和等に関する取扱いについて(通知)」(平成 30 年 2 月 14 日付け伊総財第 118 号)により取扱いを通知したところであるが、このたび「建設業法施行令の一部を改正する政令」(令和 4 年政令第 353 号)の公布に伴い、工事現場ごとに専任で技術者を配置することが必要となる建設工事の請負代金の額が引上げられたため、伊豆市発注工事に係る現場代理人の常駐義務緩和等に関する取扱いについて通知する。

なお、「伊豆市発注工事に係る現場代理人の常駐義務緩和等に関する取扱いについて(通知)」(平成30年2月14日付け伊総財第118号)は廃止する。

記

1 常駐義務を緩和する場合の判断基準

伊豆市発注工事において常駐義務を緩和する場合は、原則、次の判断基準によるものとする。

- (1) 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの 期間や、工事の全部の施工を一時中止している期間等、工事現場の作業状況等に応 じて、発注者との連絡体制を確保した上で、常駐義務を緩和することができる。
- (2) (1)のほか、工事の規模・内容について、安全管理、工程管理等の工事現場の運営、 取締り等が困難なものでない場合で、次のア及びイを満たす場合は、常駐義務を緩 和することができる。
 - ア 発注者又は監督員と常に携帯電話等で連絡を取ることができること。
 - イ 現場代理人が工事現場を離れる場合は、工事現場に連絡員等を設置し、携帯電 話等で常に連絡が可能であること。
 - ※ 携帯電話の通話ができない区域の工事現場においては、近傍の現場事務所等に固定電話を設置していること。

2 他の工事の現場代理人との兼任を認める場合の判断基準

常駐義務の緩和に伴い、他の工事の現場代理人との兼任が可能となるが、伊豆市発注 工事において兼任を認める場合は、原則、次の(1)、(2)のいずれかの場合とする。

なお、いずれの場合も、建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 26 条第 3 項に基づく 主任技術者又は監理技術者の専任義務が緩和されるものではないこと及び伊豆市発注工 事と伊豆市以外の機関の発注工事間で現場代理人を兼任しようとする場合において、判 断基準をすべて満たす場合であっても、伊豆市以外の機関の規定等により兼任が認められない場合があることに注意すること。

- (1) 工事1件の請負代金の額(税込)が4,000万円(建築一式工事にあっては8,000万円)以上の場合(兼任しようとする他の工事の請負代金の額は問わない。)は、次のアからエのすべてを満たしていること。
 - ア 兼任しようとする工事の件数は、原則2件とする。
 - イ 兼任しようとする工事現場間の距離が10km程度の近接した場所であること。
 - ウ 工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工に当 たり相互に調整を要する工事であること。
 - ※ 資材の調達を一括で行う場合や工事の相当の部分を同一の下請業者で施工する場合等も含む。
 - エ 発注者又は監督員が求めた場合には、工事現場に速やかに向かう等の対応が可能なこと。
- (2) 工事1件の請負代金の額(税込)が4,000万円(建築一式工事にあっては8,000万円)未満の場合(兼任しようとする他の工事の請負代金の額も4,000万円(建築一式工事にあっては8,000万円)未満)は、次のアからウすべてを満たしていること。
 - ア 兼任しようとする工事の件数は、原則3件までとする。
 - イ 兼任しようとする工事現場間の距離及び移動距離が一定範囲内であること。 具体的には、工事現場間(兼任しようとする工事のうち最も遠い工事現場間)の 直線距離が 20km以内、かつ、高速自動車国道を通行しない通常の交通事情におけ る移動時間が概ね 20分以内であること。
 - ウ 発注者又は監督員が求めた場合には、工事現場に速やかに向かう等の対応が可能 なこと。
- ※ 変更契約を行う場合は、変更契約後の請負代金の額(税込)による区分の判断基準により、改めて兼任可否の判断を行うこと。

3 現場代理人の兼任申請

(1) 受注者が、他の工事の現場代理人と兼任しようとする場合は、次により申請させること。

ア 伊豆市発注工事間で兼任

伊豆市発注工事間で兼任しようとする場合は、「現場代理人の兼任申請書」(様式 1)により、それぞれの発注者に申請させること。

発注者は申請書を受理したときは、速やかに「現場代理人の兼任承認通知書」(様式 2-1)又は「現場代理人の兼任否認通知書」(様式 2-2)により兼任の可否等を通知すること。

申請者が上記通知書を受理したときは、兼任をしようとする他の工事の発注者に 通知書の写しを提出させ、発注者は兼任をしようとする他の工事の発注者の承認を 受けていることを確認すること。

イ 伊豆市発注工事と伊豆市以外の機関の発注工事との兼任

伊豆市発注工事と伊豆市以外の機関の発注工事間で兼任しようとする場合は、「現場代理人の兼任申請書」(様式1)により申請させること。

発注者は、申請者に兼任しようとする他の工事の発注者が兼任を承認したことが明らかな書類(打合せ記録等)の写しを添付又は後日提出させ、兼任しようとする他の工事の発注者が承認していることを確認すること。

4 入札公告、指名通知書等への記載

伊豆市発注工事における現場代理人の常駐義務の緩和及び兼任は、原則、本通知によるものとし、入札公告、指名通知書等への記載は行わないものとする。

本通知により難い場合は、総務部資産経営課契約検査室と協議すること。

5 適用開始

令和5年4月1日以降契約する建設工事から適用。